



第16回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時

開催
場所

東京都港区芝公園一丁目1番1号
住友不動産御成門タワー3F
ベルサール御成門タワー

開催場所が例年の会場から変更となりますので、
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照のうえ、お間違のないようご注意願
います。

目次

第16回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	16
計算書類	19
監査報告書	22
株主総会参考書類	26

第1号議案

剰余金の配当の件

第2号議案

当社株式の大量取得行為に
関する対応策（買収防衛策）
の導入（更新）の件

第3号議案

取締役3名選任の件

第4号議案

補欠監査役2名選任の件

サクサ ホールディングス株式会社

証券コード：6675

証券コード 6675
2019年6月12日

株 主 各 位

東京都港区白金一丁目17番3号NBFプラチナタワー
サクサ ホールディングス 株式会社
代表取締役社長 松 尾 直 樹

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使されますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）から議決権をご行使ください。

インターネットによる議決権行使につきましては、48頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

なお、同一の方法により重複して議決権を行使された場合は、最後に到着した議決権の行使を有効なものとして採用させていただきます。また、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目1番1号
住友不動産御成門タワー3F ベルサール御成門タワー

開催場所が前年と異なりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第16期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
- 第2号議案** 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)の件
- 第3号議案** 取締役3名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役2名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社のインターネットウェブサイト（<https://www.saxa.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第18条の規定により、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができます。その際は、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

◎株主総会招集ご通知の添付書類のうち、事業報告の会社の体制および方針ならびに連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定により、当社のインターネットウェブサイト（<https://www.saxa.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。当社のインターネットウェブサイトをご覧ください。

(添付書類)

## 事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国の経済は、堅調な企業業績を背景に、緩やかな回復基調で推移しましたが、米中の通商政策の対立を発端とした貿易摩擦による世界経済下振れリスクの増大や金融市場の変動による国内経済への影響など、景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中で、当企業グループは、「持続成長可能な事業への転換」と「あるべき姿に向けた収益構造への変革」を基本方針とした中期経営計画（2017年度から2019年度までの3か年）を策定し、当連結会計年度においては、最終年度である2019年度の経営目標達成に向け事業構造の再構築と経営基盤の強化に継続して取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高は、OEMキーテレホンシステムの受注減少はありましたが、ネットワーク機器やアミューズメント市場向けの製品および加工受託している部品の受注増加などにより397億5百万円（前年同期比20億2千万円増加）となりました。利益面では、売上の増加に伴う利益の増加に加え、事業効率化に伴う減価償却費の減少などにより、経常利益が19億1千9百万円（前年同期比12億6千5百万円増加）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、11億2千4百万円（前年同期比8億4千3百万円増加）となりました。

しかしながら、当連結会計年度につきましては、利益面では、2018年11月にグループの生産子会社の合併による生産機能の集約により効率化を進めるなど、収益構造の変革を確実に実行したことにより2018年5月11日の公表値以上の利益計上となりましたが、売上高については、キーテレホン市場の想定以上の減速とそれに伴うOEMキーテレホンシステムの受注の減少などにより、前期に対して5.4%伸長にとどまり、公表値を下回る結果となりました。

また、当企業グループの集中事業である映像事業においてキャノンマーケティングジャパン株式会社と映像ソリューション領域での協業を開始するなど、持続成長可能な事業への転換へ取り組んでまいりましたが、IoTデバイスの活用や新しいサービスによる価値の創造など新規事業の創生につきましては、現時点において当企業グループの柱として確立に至っておりません。

これらの状況を鑑みて、中期経営計画の最終年度である2019年度につきましては経営目標値を修正し、目指すべき方向性と取組みを明確にした次期の中期経営計画（2020年度から2022年度の3か年）を策定し、改めてBeyond2020へ向けて邁進してまいります。

分野別の営業の概況は以下のとおりです。

① ネットワークソリューション分野

ネットワークソリューション分野の売上高は、237億9千7百万円（前年同期比1.3%増加）となりました。これは、自社キーテレホンシステムやネットワーク機器は増加いたしました。OEMキーテレホンシステムの受注が減少したことによるものです。

② セキュリティソリューション分野

セキュリティソリューション分野の売上高は、159億7百万円（前年同期比12.1%増加）となりました。これは、アミューズメント市場向けの製品および加工受託している部品などの売上が増加したことによるものです。

## (2) 対処すべき課題

当企業グループは、「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する」を経営理念に掲げ、「つなげる技術の、その先へ。」をコーポレートメッセージとして、「持続成長可能な事業への転換」および「あるべき姿に向けた収益構造への変革」を基本方針として、徹底した事業の効率化と成長軌道への足がかりを掘むための中期経営計画（2017年度から2019年度までの3か年）を推進してまいりましたが、当企業グループを取り巻く経営環境の変化に対応し、次期の中期経営計画（2020年度から2022年度までの3か年）を早期に策定し、事業規模と事業領域の拡大および企業価値の向上を目指してまいります。

その実現のため、継続して「事業構造の再構築」と「経営基盤の強化」に取り組むとともに、お客様視点に立った安心、安全、快適、便利を実現するソリューションをタイムリーに提供してまいります。

また、当連結会計年度に発覚した不適切な会計処理の再発防止に向けた改善措置を確実なものとするべく、コンプライアンス遵守を徹底するとともにガバナンスの強化に努めてまいります。

## ① 事業構造の再構築

当企業グループは、「持続成長可能な事業への転換」のために「集中事業の拡大」および「新規事業の創生」に取り組むとともに、「事業の効率化」を推進することで事業構造を再構築してまいります。

具体的には、デジタルトランスフォーメーションの広がりを意識し、強みとするコア技術に加え、R & Dの取組みでAI、クラウド基盤、GW（ゲートウェイ）システム、画像認識・解析等の技術力強化を図り、新たな価値を提供してまいります。

### ア．集中事業の拡大

#### （ア）オフィス市場向けの製品、サービス提供

ＩＰネットワーク、無線ネットワーク（5 G）、センシング等のＩＣＴ（Information and Communication Technology）を活用し、安心、安全、快適、便利なオフィス環境を創造してまいります。また、お客様のニーズに合ったキーテレホンシステム、ＩＰネットワーク等の製品やサービス（モノ売り＋コト売り）の提供で既存のオフィス市場の深耕を図るとともに、パートナーと協業することで新たなオフィス市場に対しても拡大を図ってまいります。

#### （イ）映像事業の拡大

ネットワークカメラとNVR（ネットワークビデオレコーダ）に加えて、VMS（映像管理システム）、映像圧縮システムや画像認識・解析等の技術を活用した付加価値の高いアプリケーションサービスを提供することで事業拡大を図ってまいります。さらには、当企業グループの生産・販売・開発機能を連携させ、仕様検討からシステム構築および運用・保守までワンストップでの映像サービスを実現し、事業拡大を目指してまいります。

### イ．新規事業の創生

データ解析やクラウド基盤等のコア技術を創出することにより、交通、医療および福祉向けの社会インフラ市場等に「IoTサービス」と「映像ソリューション」の融合と「音声分析」をキーワードに新規事業を創生し、将来の新規ビジネス展開を推進してまいります。そのために、当企業グループが保有する経営資源を積極的に投入、有効活用するとともにオープンイノベーションによる協業や投資により事業化を加速させてまいります。

## ウ. 事業の効率化

事業ごとに市場規模、外部環境および顧客動向等を踏まえ選択と集中をさらに進めてまいります。具体的には、事業環境の変化が大きいアミューズメント事業およびシステムインテグレーション事業について、事業構造に見合った経営資源の配分とし、事業の効率化に継続して取り組んでまいります。

### (ア) アミューズメント事業

市場競争力を維持するとともに、保有技術や製品の積極的な活用により、新しいビジネス機会の獲得に向けて取り組んでまいります。

### (イ) システムインテグレーション事業

市場の将来性と収益性を考慮のうえ、強みであるV o I Pや市場ニーズの高い情報セキュリティ分野に注力し、確実な事業基盤の構築を目指してまいります。

## ② 経営基盤の強化

当企業グループは、「あるべき姿に向けた収益構造への変革」のために経営基盤の強化に取り組んでまいります。

### ア. グループ機能の最適化

事業構造の再構築に向けた経営資源の配分の見直し、さらには重複機能の集約等の組織機能の最適化を図ってまいります。

### イ. 総原価の低減

サプライチェーンマネジメントの強化等により、開発－調達－生産－販売－保守までの各プロセスにおける一貫したトータルコストダウンを継続して推進してまいります。

さらに、市場ニーズに合わせた製品をタイムリーに提供するため、グループ内外の開発リソースを有効活用し、開発生産性および品質の向上に取り組んでまいります。

### ウ. 財務体質の強化

事業規模に見合った財政状態を実現するための財務体質の強化に取り組み、資本効率の向上や開発効率および投資効率の向上に取り組んでまいります。また、サプライチェーンマネジメントの強化により棚卸資産の圧縮等に取り組み、キャッシュポジションの最適化と有利子負債の圧縮に努めてまいります。

### エ. 要員の適正化

中期経営計画の達成のため、事業構造の変化や事業転換に対応できる人材の育成と確保を図ってまいります。



オ．社会的課題への取り組み

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）に繋がる活動を通じてより良い社会の実現に貢献してまいります。

当企業グループは、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容に沿ったガバナンス体制を構築しておりますが、企業価値最大化に向け、継続してコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、４億１千１百万円であり、新商品の開発用機器および生産用金型等であります。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社の子会社等における長期借入金の約定弁済資金として、当社が長期借入により資金を調達いたしました。

また、短期資金の調達枠の確保を目的に、シンジケート方式によるコミットメントライン契約（70億円）を締結しております。

### (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                                    | 2015年度<br>第 13 期 | 2016年度<br>第 14 期 | 2017年度<br>第 15 期 | 2018年度<br>第 16 期<br>(当 期) |
|----------------------------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                            | 46,379           | 40,414           | 37,684           | 39,705                    |
| 経 常 利 益 (百万円)                          | 1,678            | 1,076            | 653              | 1,919                     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属<br>す る 当 期 純 利 益 (百万円) | 520              | 494              | 280              | 1,124                     |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)                | 88.66            | 84.18            | 48.02            | 192.45                    |
| 総 資 産 (百万円)                            | 42,591           | 41,624           | 40,798           | 40,547                    |
| 純 資 産 (百万円)                            | 22,232           | 22,770           | 23,367           | 23,961                    |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                    | 3,759.07         | 3,868.01         | 3,967.34         | 4,068.69                  |



- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、親会社株主に帰属する当期純利益の金額を期中平均の発行済株式の総数で除して算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、純資産の金額（非支配株主持分を控除後）を期末発行済株式の総数で除して算出しております。
3. 「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産」は、自己株式を控除して算出しております。
4. 2017年10月1日を効力発生日として当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。2015年度（第13期）の期首に当該併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産」を算定しております。
5. 2018年度（第16期）より『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）の適用による表示方法の変更を行いましたため、「総資産」は当該変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況（2019年3月31日現在）

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金     | 当社の<br>出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                  |
|---------------------|-----------|-------------|------------------------------------------------|
| サ ク サ 株 式 会 社       | 10,700百万円 | 100%        | 情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供 |
| サ ク サ テ ク ノ 株 式 会 社 | 400百万円    | 100%        | 通信機器・情報機器の製造および販売ならびにこれらに付帯する業務                |

- (注) 1. 当社の出資比率は間接保有を含んでおります。
2. 連結子会社は上記の重要な子会社2社を含む8社、持分法適用会社は3社であります。
3. 当社の連結子会社であるサクサテクノ株式会社と株式会社コアタックは、2018年11月1日付で合併（サクサテクノ株式会社を存続会社とする吸収合併）いたしました。

- ③ 特定完全子会社の状況

|                                       |                               |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| 特定完全子会社の名称                            | サクサ株式会社                       |
| 特定完全子会社の住所                            | 東京都港区白金一丁目17番3号<br>NBFプラチナタワー |
| 当社および当社の完全子会社等における<br>特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 19,796百万円                     |
| 当社の総資産額                               | 24,477百万円                     |

**(7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）**

当企業グループは、情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供からなる事業を行っております。

**(8) 主要な営業所および工場（2019年3月31日現在）**

- ① 当 社  
本 社 東京都港区
- ② 子 会 社 サクサ株式会社  
本 社 東京都港区  
相 模 原 オ フ ィ ス 神奈川県相模原市  
米 沢 事 業 場 山形県米沢市  
栃 木 事 業 場 栃木県那須塩原市  
支 社 4 拠点  
営 業 所 6 拠点
- ③ 子 会 社 サクサテクノ株式会社  
本 社 ・ 工 場 山形県米沢市

**(9) 従業員の状況（2019年3月31日現在）**

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前期末比増減数 |
|-----|---------|---------|
| 合 計 | 1,131名  | 17名増    |

（注）従業員数には、非常勤嘱託および臨時従業員106名は含まれておりません。

**(10) 主要な借入先および借入額（2019年3月31日現在）**

| 借 入 先                 | 借 入 金 残 高 |
|-----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 1,320百万円  |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 805百万円    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 358百万円    |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行     | 329百万円    |

## (11) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年3月期の決算作業の過程におきまして、当社連結子会社であるサクサプレシジョン株式会社において不適切な会計処理が行われていた可能性があることから、当社とは利害関係を有しない外部の専門家である弁護士および公認会計士を委員長および副委員長としたメンバーで構成される社内調査委員会を設置し、本件の事実関係等について徹底した調査を行ってまいりました。

当社は、2019年5月25日に社内調査委員会より本件に係る調査報告書を受領し、不適切な会計処理の事実関係等およびその原因についてその報告ならびに再発防止策の提言を受けました。当社としましては、今回の不適切な会計処理に関連して、内部管理体制およびコンプライアンス体制における問題を認識し、社内調査委員会からの提言も踏まえ、管理体制およびコンプライアンス意識の醸成を含む実効性の強化が喫緊の課題であると認識し、具体的な再発防止策を策定したうえで体制強化を図ってまいります。

## 2. 会社の株式に関する事項(2019年3月31日現在)

|              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,244,962株  |
| (3) 株 主 数    | 5,554名      |
| (4) 大 株 主    |             |

| 株 主 名                              | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|------------------------------------|-------|---------|
| 沖 電 気 工 業 株 式 会 社                  | 814千株 | 13.9%   |
| 日 本 電 気 株 式 会 社                    | 236千株 | 4.0%    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                  | 233千株 | 4.0%    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)           | 188千株 | 3.2%    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                | 176千株 | 3.0%    |
| 水 元 公 仁                            | 169千株 | 2.8%    |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 168千株 | 2.8%    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)         | 131千株 | 2.2%    |
| サ ク サ グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会          | 98千株  | 1.6%    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)        | 98千株  | 1.6%    |

- (注) 1. 当社は、自己株式403,069株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。
3. 沖電気工業株式会社の持株数には、沖電気工業株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式605,980株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 沖電気工業〇 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。)
4. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式177,800株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行〇 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。)

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

| 氏 名     | 地位および担当                                     | 重要な兼職の状況                                      |
|---------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 松 尾 直 樹 | 代 表 取 締 役 社 長                               | —                                             |
| 磯 野 文 久 | 常 務 取 締 役<br>総務人事・情報戦略、企画、関連企業担当            | サクサ株式会社代表取締役社長兼社長執行役員                         |
| 大 坂 貢   | 常 務 取 締 役<br>事業・技術戦略、TSCM推進担当               | サクサ株式会社取締役兼副社長執行役員                            |
| 中 村 耕 児 | 取 締 役<br>生産・営業戦略担当兼企画部長                     | サクサ株式会社取締役兼常務執行役員                             |
| 井 上 洋 一 | 取 締 役<br>経理財務戦略、CSR推進・監査担当<br>兼 総 務 人 事 部 長 | サクサ株式会社取締役兼常務執行役員<br>サクサシステムアメージング株式会社代表取締役社長 |
| 曾我部 敦   | 取 締 役<br>ICTサービス推進担当                        | サクサ株式会社取締役兼常務執行役員                             |
| 丸 井 武 士 | 取 締 役<br>パートナー戦略担当                          | サクサ株式会社取締役兼常務執行役員                             |
| 布 施 雅 嗣 | 取 締 役<br>(社 外 取 締 役)                        | 沖電気工業株式会社上席執行役員<br>兼経営管理本部長                   |
| 小 口 喜美夫 | 取 締 役<br>(社 外 取 締 役)                        | 成蹊大学理工学部情報科学科教授                               |
| 山 本 秀 男 | 取 締 役<br>(社 外 取 締 役)                        | 中央大学大学院戦略経営研究科教授                              |
| 江 藤 進   | 常 勤 監 査 役                                   | サクサ株式会社監査役                                    |
| 梅 津 光 男 | 監 査 役                                       | サクサ株式会社常勤監査役                                  |
| 飯 森 賢 二 | 監 査 役<br>(社 外 監 査 役)                        | 飯森公認会計士事務所 公認会計士                              |
| 清 水 建 成 | 監 査 役<br>(社 外 監 査 役)                        | 神谷町法律事務所 弁護士                                  |

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

- ① 2018年6月28日開催の第15回定時株主総会において、新たに丸井武士氏が取締役に選任され就任いたしました。
- ② 2018年6月28日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、木村廣志氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 監査役飯森賢二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役小口喜美夫および山本秀男ならびに監査役飯森賢二および清水建成の4氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
4. 沖電気工業株式会社は「2. (4) 大株主」(10頁)に記載の当社の大株主であります。
5. 上記のほか、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

<ご参考>

取締役の異動 (2019年4月1日付)

取締役の兼職先での異動

取締役 布施雅嗣 沖電気工業株式会社上席執行役員兼経営管理本部長兼法務・知的財産部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款の定めに基づき、社外取締役および社外監査役との間でそれぞれ、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

| 区 分   | 支給人数 | 報酬等の総額 | 摘 要         |
|-------|------|--------|-------------|
| 取 締 役 | 11名  | 132百万円 | うち社外3名12百万円 |
| 監 査 役 | 4名   | 22百万円  | うち社外2名6百万円  |
| 合 計   | 15名  | 154百万円 |             |

(注) 役員報酬限度額は、2006年6月29日開催の第3回定時株主総会において次のとおり決議いただいております。

取締役 年額408百万円以内 (使用人給与を除く)

監査役 年額 72百万円以内

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 当事業年度における主な活動状況

###### <社外取締役>

| 氏 名     | 出 席 の 状 況       | 発 言 の 状 況                                                     |
|---------|-----------------|---------------------------------------------------------------|
| 布 施 雅 嗣 | 取締役会（14回中14回出席） | 企業経営に携わっている立場から議事の内容について検討し、発言いたしました。                         |
| 小 口 喜美夫 | 取締役会（14回中14回出席） | 通信業界における豊富な経験と、ネットワーク技術の専門家としての幅広い見識から、議事の内容について検討し、発言いたしました。 |
| 山 本 秀 男 | 取締役会（14回中14回出席） | 通信業界における豊富な経験と、経営戦略に関する専門家としての幅広い見識から、議事の内容について検討し、発言いたしました。  |

###### <社外監査役>

| 氏 名     | 出 席 の 状 況       | 発 言 の 状 況                        |
|---------|-----------------|----------------------------------|
| 飯 森 賢 二 | 取締役会（14回中13回出席） | 主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。 |
|         | 監査役会（19回中19回出席） | 主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。 |
| 清 水 建 成 | 取締役会（14回中13回出席） | 主に法的側面から議事の内容について発言いたしました。       |
|         | 監査役会（19回中18回出席） | 主に法的側面から議事の内容について発言いたしました。       |

##### (注) 当社不祥事等に関する対応の概要

2019年5月に、当社は、当社連結子会社サクサプレシジョン株式会社において、不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明したことを公表いたしました。取締役布施雅嗣、小口喜美夫および山本秀男ならびに監査役飯森賢二および清水建成の5氏は本件に関する事実について社内報告を受けるまで当該事実を認識しておりませんでした。

上記5氏は、本件に関する報告を受ける以前より当社取締役会等において、コンプライアンス等の観点に立った提言を行っておりました。また、本件に関する事実の判明後は、速やかな事実関係および原因の究明を求めるとともに、独立役員については社内調査委員会の委員として調査にあたる等、その職務を適切に果たしております。

##### ② 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                        |       |
|----------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                 | 50百万円 |
| 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 69百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

#### 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

## 6. その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

- (注) この事業報告中の記載金額、持株数および持株比率は、表示単位未満の端数を切捨てて、また、1株当たり当期純利益、比率その他の数値は、表示単位未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

| 科 目        | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
|------------|--------|--------------|--------|
|            | 百万円    |              | 百万円    |
| (資産の部)     |        | (負債の部)       |        |
| 流動資産       | 23,392 | 流動負債         | 11,107 |
| 現金及び預金     | 7,199  | 支払手形及び買掛金    | 5,888  |
| 受取手形及び売掛金  | 11,192 | 短期借入金        | 1,725  |
| 商品及び製品     | 1,447  | 未払費用         | 959    |
| 仕掛品        | 649    | 未払消費税等       | 1,237  |
| 原材料及び貯蔵品   | 2,577  | 未払法人税等       | 405    |
| そ の 他      | 328    | 未払消費税引当金     | 383    |
| 貸倒引当金      | △2     | 未払品保証引当金     | 173    |
|            |        | 未製役所の        | 10     |
|            |        |              | 323    |
| 固定資産       | 17,155 | 固定負債         | 5,478  |
| 有形固定資産     | 9,205  | 長期借入金        | 1,694  |
| 建物及び構築物    | 963    | 繰延税金負債       | 416    |
| 機械装置及び運搬用具 | 265    | 退職給付に係る負債    | 2,643  |
| 工具器具       | 351    | 退職引当金        | 90     |
| 土地         | 7,617  | その他          | 633    |
| リース資産      | 7      |              |        |
| 無形固定資産     | 2,333  | 負債合計         | 16,585 |
| ソフトウェア     | 2,294  |              |        |
| そのれ        | 0      | (純資産の部)      |        |
| その他        | 39     | 株主資本         | 22,891 |
|            |        | 資本金          | 10,836 |
| 投資その他の資産   | 5,615  | 資本剰余金        | 6,023  |
| 投資有価証券     | 4,015  | 利益剰余金        | 7,279  |
| 長期前払費用     | 150    | 自己株          | △1,247 |
| 繰延税金資産     | 1,066  |              |        |
| その他引当金     | 518    | その他の包括利益累計額  | 874    |
| 貸倒引当金      | △135   | その他有価証券評価差額金 | 481    |
|            |        | 為替換算調整勘定     | △21    |
|            |        | 退職給付に係る調整累計額 | 413    |
|            |        |              |        |
|            |        | 非支配株主持分      | 196    |
|            |        | 純資産合計        | 23,961 |
| 資産合計       | 40,547 | 負債純資産合計      | 40,547 |

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

| 科 目             |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 | 金 額 |        |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|--------|
|                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 | 百万円 | 百万円    |
| 売上              | 売上              | 売上              | 売上              | 売上              | 売上              | 売上              | 売上              |     | 39,705 |
| 販売              | 販売              | 販売              | 販売              | 販売              | 販売              | 販売              | 販売              |     | 28,917 |
| 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              |     | 10,788 |
| 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              |     | 8,908  |
| 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              |     | 1,879  |
| 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              |     |        |
| 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 87  |        |
| 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 18  |        |
| 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 92  | 197    |
| 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              |     |        |
| 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 47  |        |
| 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 営業              | 110 | 158    |
| 経常              | 経常              | 経常              | 経常              | 経常              | 経常              | 経常              | 経常              |     | 1,919  |
| 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              |     |        |
| 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              |     |        |
| 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 0   |        |
| 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 0   | 0      |
| 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              |     |        |
| 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 19  |        |
| 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 0   |        |
| 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 184 |        |
| 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 特別              | 72  | 276    |
| 税金等調整前当期純利益     | 税金等調整前当期純利益     | 税金等調整前当期純利益     | 税金等調整前当期純利益     | 税金等調整前当期純利益     | 税金等調整前当期純利益     | 税金等調整前当期純利益     | 税金等調整前当期純利益     |     | 1,643  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 法人税、住民税及び事業税    | 法人税、住民税及び事業税    | 法人税、住民税及び事業税    | 法人税、住民税及び事業税    | 法人税、住民税及び事業税    | 法人税、住民税及び事業税    | 法人税、住民税及び事業税    | 377 |        |
| 法人税等調整額         | 法人税等調整額         | 法人税等調整額         | 法人税等調整額         | 法人税等調整額         | 法人税等調整額         | 法人税等調整額         | 法人税等調整額         | 124 | 501    |
| 当期純利益           | 当期純利益           | 当期純利益           | 当期純利益           | 当期純利益           | 当期純利益           | 当期純利益           | 当期純利益           |     | 1,141  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 非支配株主に帰属する当期純利益 | 非支配株主に帰属する当期純利益 | 非支配株主に帰属する当期純利益 | 非支配株主に帰属する当期純利益 | 非支配株主に帰属する当期純利益 | 非支配株主に帰属する当期純利益 | 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | 17     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 1,124  |

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

| 区 分 \ 科 目               | 株 主 資 本       |              |              |               |               |
|-------------------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
|                         | 資 本 金         | 資本剰余金        | 利益剰余金        | 自 己 株 式       | 株主資本合計        |
| 当 期 首 残 高               | 百万円<br>10,836 | 百万円<br>6,023 | 百万円<br>6,330 | 百万円<br>△1,245 | 百万円<br>21,944 |
| 当 期 変 動 額               |               |              |              |               |               |
| 剰 余 金 の 配 当             |               |              | △175         |               | △175          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |               |              | 1,124        |               | 1,124         |
| 自 己 株 式 の 取 得           |               |              |              | △2            | △2            |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |               |              |              |               |               |
| 当 期 変 動 額 合 計           |               |              | 949          | △2            | 946           |
| 当 期 末 残 高               | 10,836        | 6,023        | 7,279        | △1,247        | 22,891        |

| 区 分 \ 科 目               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                  |                   | 非支配株主持分    | 純 資 産 合 計     |
|-------------------------|-----------------------|--------------------|------------------|-------------------|------------|---------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |               |
| 当 期 首 残 高               | 百万円<br>628            | 百万円<br>22          | 百万円<br>584       | 百万円<br>1,236      | 百万円<br>186 | 百万円<br>23,367 |
| 当 期 変 動 額               |                       |                    |                  |                   |            |               |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |                    |                  |                   |            | △175          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |                       |                    |                  |                   |            | 1,124         |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                       |                    |                  |                   |            | △2            |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | △147                  | △44                | △170             | △362              | 10         | △352          |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △147                  | △44                | △170             | △362              | 10         | 594           |
| 当 期 末 残 高               | 481                   | △21                | 413              | 874               | 196        | 23,961        |

# 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
|------------------------|---------------|----------------------|---------------|
|                        | 百万円           |                      | 百万円           |
| <b>(資産の部)</b>          |               | <b>(負債の部)</b>        |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>4,151</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>2,308</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 3,262         | 短 期 借 入 金            | 1,443         |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金      | 732           | 未 払 金                | 34            |
| 未 収 入 金                | 93            | 未 払 費 用              | 50            |
| 未 収 還 付 法 人 税 等        | 46            | 未 払 消 費 税 等          | 10            |
| そ の 他                  | 16            | 関 係 会 社 預 り 金        | 760           |
|                        |               | そ の 他                | 9             |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>20,326</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,590</b>  |
| 無 形 固 定 資 産            | 1             | 長 期 借 入 金            | 1,590         |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 1             | 退 職 給 付 引 当 金        | 0             |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>20,324</b> | <b>負 債 合 計</b>       | <b>3,899</b>  |
| 関 係 会 社 株 式            | 20,000        | <b>(純資産の部)</b>       |               |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 269           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>20,578</b> |
| 長 期 前 払 費 用            | 32            | <b>資 本 金</b>         | <b>10,836</b> |
| 繰 延 税 金 資 産            | 21            | <b>資 本 剰 余 金</b>     | <b>9,254</b>  |
|                        |               | 資 本 準 備 金            | 3,000         |
|                        |               | そ の 他 資 本 剰 余 金      | 6,254         |
|                        |               | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>1,735</b>  |
|                        |               | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 1,735         |
|                        |               | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 1,735         |
|                        |               | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△1,247</b> |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>20,578</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>24,477</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>24,477</b> |

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

| 科 目             |     | 金 額 |       |
|-----------------|-----|-----|-------|
|                 |     | 百万円 | 百万円   |
| 営 業 収 益         |     |     |       |
| 関係会社受取配当金       | 258 |     |       |
| 関係会社経営管理料       | 654 |     |       |
| 関係会社商標使用許諾料     | 193 |     | 1,107 |
| 営 業 費 用         |     |     |       |
| 一般管理費           |     |     | 768   |
| 営 業 利 益         |     |     | 338   |
| 営 業 外 収 益       |     |     |       |
| 受取利息            | 17  |     |       |
| その他の            | 1   |     | 18    |
| 営 業 外 費 用       |     |     |       |
| 支払利息            | 46  |     |       |
| その他の            | 37  |     | 83    |
| 経 常 利 益         |     |     | 274   |
| 特 別 利 益         |     |     | —     |
| 特 別 損 失         |     |     |       |
| 債権放棄棄損          | 30  |     | 30    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |     |     | 244   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 5   |     |       |
| 法人税等調整額         | △2  |     | 3     |
| 当 期 純 利 益       |     |     | 240   |

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

| 区 分 \ 科 目               | 株 主 資 本       |              |              |              |
|-------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
|                         | 資 本 金         | 資 本 剰 余 金    |              |              |
|                         |               | 資 本 準 備 金    | その他資本剰余金     | 資本剰余金合計      |
| 当 期 首 残 高               | 百万円<br>10,836 | 百万円<br>3,000 | 百万円<br>6,254 | 百万円<br>9,254 |
| 当 期 変 動 額               |               |              |              |              |
| 剰 余 金 の 配 当             |               |              |              |              |
| 当 期 純 利 益               |               |              |              |              |
| 自 己 株 式 の 取 得           |               |              |              |              |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |               |              |              |              |
| 当 期 変 動 額 合 計           |               |              |              |              |
| 当 期 末 残 高               | 10,836        | 3,000        | 6,254        | 9,254        |

| 区 分 \ 科 目               | 株 主 資 本      |               |               | 純 資 産 合 計     |
|-------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
|                         | 利 益 剰 余 金    | 自 己 株 式       | 株 主 資 本 合 計   |               |
|                         | その他利益剰余金     |               |               |               |
|                         | 繰越利益剰余金      |               |               |               |
| 当 期 首 残 高               | 百万円<br>1,669 | 百万円<br>△1,245 | 百万円<br>20,514 | 百万円<br>20,514 |
| 当 期 変 動 額               |              |               |               |               |
| 剰 余 金 の 配 当             | △175         |               | △175          | △175          |
| 当 期 純 利 益               | 240          |               | 240           | 240           |
| 自 己 株 式 の 取 得           |              | △2            | △2            | △2            |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |              |               |               |               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 65           | △2            | 63            | 63            |
| 当 期 末 残 高               | 1,735        | △1,247        | 20,578        | 20,578        |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月28日

サクサホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 川 幸 康 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サクサホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サクサホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月28日

サクサホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 川 幸 康 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サクサホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

なお、事業報告に記載のとおり、当社連結子会社であるサクサプレシジョン株式会社において不適切な会計処理が行われていたことが判明したことを受け、監査の実施にあたっては、本事案に対する原因究明の状況および再発防止策の検討・実施状況等を監査項目として追加いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関しては、子会社等に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、連結子会社において不適切な会計処理が行われていたことが判明したことを受け、監査役会は、本事案に関する取締役会の対応とその進捗状況を今後も注視してまいります。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、連結子会社において不適切な会計処理が判明し、社内調査委員会による事実関係の調査・検証および発生原因等の究明が行われ、再発防止策の提言が行われました。監査役会は社内調査委員会の提言に基づく再発防止策の実施状況を監査・検証してまいります。

④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

サクサホールディングス株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 江 | 藤 | 進 | ㊞ |
| 監査役   | 梅 | 津 | 光 | 男 |
| 社外監査役 | 飯 | 森 | 賢 | 二 |
| 社外監査役 | 清 | 水 | 建 | 成 |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、急速に進展する技術革新や市場環境の変化に対応するための研究開発や設備投資等に備え、内部留保の充実を図りながら親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上の配当性向を目標に、安定的な配当を目指す基本方針のもと、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額292,094,650円

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月28日

#### 第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)の件

当社が2016年6月29日開催の第13回定時株主総会の決議に基づき導入(更新)しました「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「旧ルール」といいます。)は、本総会終結の時をもって有効期間満了となります。

これに伴い、2019年5月28日開催の当社取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「基本方針」といいます。基本方針および基本方針の実現に資する特別な取組みにつきましては、当社のインターネットウェブサイト(<https://www.saxa.co.jp/ir/stock/meeting.html>)に掲載の「法令および定款に基づくインターネット開示事項(連結注記表・個別注記表)」会社の体制および方針「(2)当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載のとおりであります。)に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、改定後のものを「本ルール」といいます。)を導入(更新)することについて、本総会に付議することを決議いたしました。

つきましては、当社定款第16条の定めに基づき、本ルールを導入(更新)することにつき、ご承認いただきたいと存じます。

なお、本ルールにおいて旧ルールから見直した内容の概要は、次のとおりであります。

### ＜主な改訂の概要＞

- ① 当社取締役会による評価期間がいたずらに長期化することを防止するため、延長できる評価期間に上限（30日間）を設けました。
- ② その他、導入（更新）に伴う有効期間の変更その他の所要の改訂を行いました。

## 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

- ① 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの
- ② 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ③ 当社に、当該買付けに対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの
- ④ 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの
- ⑤ 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の可能性等）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者と考えています。このような行為から当社の経営理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダー（利害関係人）の利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当企業グループは「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する」を経営理念に掲げ、「つなげる技術の、その先へ。」をコーポレートメッセージとして、「持続成長可能な事業への転換」および「あるべき姿に向けた収益構造への変革」を基本方針として、徹底した事業の効率化と成長軌道への足がかりを掴むための中期経営計画（2017年度から2019年度までの3か年）を推進してまいりましたが、当企業グループを取り巻く経営環境の変化に対応し、次期の中期経営計画（2020年度から2022年度までの3か年）を早期に策定し、事業規模と事業領域の拡大および企業価値の向上を目指してまいります。



その実現のため、継続して「事業構造の再構築」と「経営基盤の強化」に取り組むとともに、お客様視点に立った安心、安全、快適、便利を実現するソリューションをタイムリーに提供してまいります。

また、当連結会計年度に発覚した不適切な会計処理の再発防止に向けた改善措置を確実なものとするべく、コンプライアンス遵守を徹底するとともにガバナンスの強化に努めてまいります。

まず、「事業構造の再構築」につきましては、「持続成長可能な事業への転換」のために「集中事業の拡大」および「新規事業の創生」に取り組むとともに、「事業の効率化」を推進することで事業構造を再構築してまいります。

次に、「経営基盤の強化」につきましては、「あるべき姿に向けた収益構造への変革」のためにグループ機能の最適化、総原価の低減、財務体質の強化、要員の適正化および社会的課題への取組みに取り組んでまいります。

また、当企業グループは、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容に沿ったガバナンス体制を構築しておりますが、企業価値最大化に向け、継続してコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本ルールを導入（更新）することが、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要不可欠であると判断しました。

#### (1) 本ルールの必要性

大量取得行為は、それが成就すれば、当企業グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当企業グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

また、実際には、大量取得者に関する十分な情報の提供なくしては、当社株主が当該大量取得行為による当企業グループの企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。

よって、大量取得者から当社株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大量取得者の提案する経営方針等が当企業グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して当社株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が、大量取得者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を当社株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

しかしながら、近時の日本市場と法制度の下においては、当企業グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大量取得行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。

すなわち、金融商品取引法（公開買付制度および大量保有報告制度）の改正（旧証券取引法平成18年改正）により、現経営陣の賛同を得ることなく突然に公開買付けが行われた場合に、公開買付届出書における開示の充実、買付対象者が公開買付者に対して質問を行う機会（質問権）の付与等がなされたことによって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、同改正がなされた現在においてもなお、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保することおよび市場内での買い集め行為を法的に制限することがいづれもできないなど、同改正が敵対的買収に対して必ずしも有効に機能しない可能性を否定できません。

かかる状況のもとにおいては、当社は、大量取得者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当企業グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大量取得行為に対する対抗措置である本ルールを導入しておくことが必要と考えております。

本ルールは、当企業グループの企業価値および株主共同の利益に資さない敵対的買収を可及的に排除するために必要かつ有効であり、また、公開買付開始前に所要の情報提供や検討期間を確保するものであることから、本ルールを導入することは、当社の取締役としての責務であると考えております。

## (2) 本ルールの合理性

本ルールは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ① あらかじめ買収防衛策を導入することにより、濫用的な買付行為を抑止すること
- ② 株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるため、買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とし、株主総会の決議を経て買収防衛策を導入すること
- ③ 防衛策発動に関して基本方針に沿った合理的、客観的要件が設定されていること
- ④ 独立性の高い独立委員会の設置および防衛策発動の際には必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること
- ⑤ 本ルールの有効期限が2022年3月期に関する定時株主総会終結の時までとし、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できること

なお、当社取締役会は、本ルールの導入（更新）を行うことについて独立委員会へ諮問し、独立委員会から適当である旨の勧告を受けております。



## 2. 本ルールの内容等

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

サクサホールディングス株式会社

### 1. 導入（更新）の目的

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本ルール」といいます。）を導入（更新）するものです。当社株式の大量取得行為が行われる際に、当社が本ルールに定める対応を行うことにより、濫用的な買付行為を抑止し、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的としています。

### 2. 本ルールの内容

#### (1) 対象となる買付者

本ルールは、次の①または②に該当する買付けまたはその申し入れ（以下、あわせて「買付け等」といいます。）がなされる場合に、本ルールに定める手続きにしたがい、以下（２）において定める防衛策（以下、「防衛策」といいます。）の発動に係る手続きを行います。

なお、以下、買付け等を行う買付者および買付提案者を「買付者等」といいます。

- ① 当社が発行者である株券等（※１）について、保有者（※２）の株券等の株券等保有割合（※３）の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等（※４）について、公開買付け（※５）に係る株券等の株券等所有割合（※６）およびその特別関係者（※７）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- ※１ 金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第27条の23第1項に定義。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- ※２ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- ※３ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- ※４ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義。以下、②において同じとします。
- ※５ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- ※６ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- ※７ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年11月26日大蔵省令第38号）第3条第1項で定める者を除きます。以下、別段の定めがない限り同じとします。

#### (2) 防衛策の内容

買付者等が出現し、本ルールに定められた手続きを経た結果、防衛策を発動すべきとの結論に達した場合には、新株予約権（当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付されたもの。以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当を実施することにより、買付者等の当社株券等保有割合を低下させます。

### 3. 防衛策の発動に係る手続き

#### (1) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付け等を行う場合には、まず当社に対しての買付け等を一定期間停止していただきます。次に、買付者等には買付け等に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の「誓約書」および次に定める買付者等の買付け等の内容の検討に必要な情報を当社取締役会にて適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定め、当社の定める書式（以下、「買付説明書」といいます。）により日本語で回答期限内に提出していただきます。

買付け等停止の一定期間とは、後記「4.（6）」に記載する当社取締役会決議の時までとします。

#### 【必要情報】

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付け等の目的、方法および内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性を含みます。）
- ③ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、買付資金調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付け後の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策
- ⑥ 買付け後の従業員、顧客、取引先、地域社会等ステークホルダーに関する方針
- ⑦ 当社の他の株主との間に利益相反となる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑧ 政府当局の承認、第三者の同意、法律の適用可能性等の状況
- ⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的な判断に必要とする情報

当社取締役会では、「買付説明書」の記載内容が不十分だと判断した場合または後記「4.（3）」に記載する独立委員会から記載内容が不十分であると指摘があった場合は、回答に必要な期限を定めたとうえで、買付者等に追加の情報を再提出していただくよう要請します。

#### (2) 当社取締役会による「買付説明書」の検証、買付者等との交渉および代替案の提示

当社取締役会は、買付者等が本ルールを遵守し、必要十分な情報が記載された「買付説明書」が提出された場合、「買付説明書」受領後、当社取締役会にて当企業グループの企業価値、株主共同の利益の確保または向上の観点から買付者等の買付案の検証および買付者等との交渉を開始します。

当社取締役会は、買付け等の提案があった事実ならびに「買付説明書」の評価、検討および検証結果ならびに必要に応じて作成する代替案を記載した「意見表明書」、その他株主の皆様の判断のために必要と認められる情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、独立委員会に「買付説明書」および「意見表明書」を提出し、防衛策の発動および不発動について諮問します。

#### 4. 買付け等が行われた場合の対応

##### (1) 買付者等が本ルールを遵守した場合

買付者等が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該買付け等に反対であったとしても、当該買付け等についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、当該買付け等に対する防衛策を原則として発動いたしません。買付者等の買付け等に応じるか否かは、株主の皆様において、「買付説明書」の内容および「意見表明書」において提示する当該買付け等に対する当社取締役会の意見および代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、買付者等が本ルールを遵守している場合でも、買付者等の買付け等の内容が次の防衛策発動要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当と取締役会が認める場合は、独立委員会の勧告を受け、当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当を実施することを予定しております。

##### <防衛策発動要件>

- ① 次に掲げる行為等により、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある買付け等である場合
    - ア. 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為。
    - イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為。
    - ウ. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為。
    - エ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為。
  - ② 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付け等である場合
  - ③ 買付け等の条件（対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の可能性、買付け等の後の経営方針または事業計画、買付け等の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーに対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付け等である場合
- (2) 本ルールを遵守しない場合

買付者等が本ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法のいかんにかかわらず、当社取締役会は当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として防衛策を発動し、当該買付け等に対抗することを予定しております。

### (3) 独立委員会

買付者等が本ルールを遵守しているか否か、あるいは遵守している場合でも、買付け等が基本方針に照らして不適当であり、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するため、社外有識者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等）3名以上で構成する独立委員会を設置します。独立委員会の勧告内容については、その概要を適時情報開示することといたします。

### (4) 評価期間の設定

買付者等の買付け等について当社取締役会が評価、検討を行うための時間的猶予として評価期間を設定します。評価期間は、必要十分な情報が記載された「買付説明書」を当社取締役会が受領した日から90日とします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に防衛策の発動または不発動に関する決議を行うに至らず、評価期間延長が必要な場合、独立委員会に対し、評価期間延長が必要な理由、延長期間その他適切と思われる事項について記載した書面を提出し、諮問します。独立委員会が評価期間延長について認める勧告を行った場合に限り、当該評価期間を延長することができるものとします。

また、当該評価期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。上記により評価期間が延長された場合、当社取締役会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長された評価期間内に防衛策の発動または不発動に関する決議を行うよう最大限努めるものとします。評価期間が延長された場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と思われる事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

なお、評価期間の延長は、当初の評価期間から30日間を上限とします。

### (5) 独立委員会の勧告

本ルールにおいては、上記「4. (1)」に記載のとおり買付者等が本ルールを遵守した場合には原則として防衛策を発動いたしません。しかし、上記「4. (1)」に記載する防衛策発動要件に該当する場合ならびに「4. (2)」に記載する買付者等が本ルールを遵守しない場合において防衛策を発動するときには、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会は、独立委員会に対し防衛策発動の適否について諮問し、独立委員会は本ルールが遵守されているか否か等を十分検討したうえで防衛策の発動または不発動の勧告を行うものとします。

当社取締役会は、防衛策を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

### (6) 当社取締役会の決議

本ルールにおいては、本ルールに記載した条件にしたがい本新株予約権の無償割当に関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

当社取締役会は、独立委員会の上記「(5)」の勧告を最大限尊重し、株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入する本ルールに基づき、上記「(4)」の評価期間満了日までに防衛策の発動または不発動等の決議を行うものとします。

上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

なお、買付者等は、当社取締役会が防衛策の不発動に関する決議を行うまでの間、買付け等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、防衛策の発動を決議した後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、無償割当の効力が発生するまでの間においては本新株予約権の無償割当を中止する旨の新たな決議を、また、無償割当の効力発生後行使期間開始日の前日までの間においては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな決議を、それぞれ行うことができるものとします。

- ① 当該決議後買付者等が買付け等を撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合
- ② 当該決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本新株予約権の無償割当を実施することまたは行使を認めることが相当でない場合

## 5. 本ルールの有効期間

本ルールの有効期間（以下、「有効期間」といいます。）は、2019年3月期（2018年度）に関する定時株主総会終結の時から2022年3月期（2021年度）に関する定時株主総会終結の時までとします。

## 6. 本ルールの廃止および変更

- （1）本ルールは、有効期間の満了前であっても、次の決議が行われた場合、その時点で廃止することができます。したがって、本ルールは、株主の皆様のご意向によりこれを廃止することが可能です。

- ① 当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合
- ② 当社取締役会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合

- （2）本ルールは、有効期間中であっても独立委員会の勧告にしたがい、当社取締役会の決議により一部見直しもしくは変更を行う場合があります。

当社は、本ルールが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容、その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

- （3）本ルールで引用する法令の規定は、2019年5月28日現在施行されている規定を前提としており、同日以後法令の制定または改廃により引用する条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該制定または改廃の趣旨を考慮のうえ、引用する条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

## 7. 本ルールの合理性

- （1）買収防衛策に関する指針の要件を充足

本ルールは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」その他近年の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致しております。

- （2）株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本ルールは、株主総会における株主の皆様のご承認を得て導入（更新）させていただくものです。さらに、有効期間の満了前であっても、株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されることになり、本ルールの導入および廃止には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。



### (3) 独立委員会の設置と情報開示

当社は、本ルールの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。独立委員会は、社外有識者（弁護士、公認会計士等）3名以上で構成されます。実際に買付け等がなされた場合には、上記「4.（5）」に記載のとおり、独立委員会が、本ルールにしたがい、当社取締役会へ防衛策の発動または不発動を勧告します。

当社取締役会は、その勧告の内容について適時に情報開示するとともに、当該勧告を最大限尊重し、株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入する本ルールに基づき防衛策の発動または不発動等の決議を行います。

このように、当社取締役会が恣意的に防衛策の発動を行うことのないよう、独立委員会によって、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をするものであり、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資するべく本ルールの公正、適正な運営が行われる仕組みが確保されています。

### (4) 合理的、客観的要件の設定

当社取締役会が防衛策を発動できるのは、上記「4.」に記載する、買付者等が本ルールを遵守しても、防衛策発動要件のいずれかに該当する場合および本ルールを遵守しない場合に限られており、本ルールは当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

### (5) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（独立委員会の委員以外の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さと客観性がより強く担保される仕組みとしております。

### (6) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本ルールは、当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、買付者等が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本ルールを廃止することが可能です。

したがって、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

## 8. 株主の皆様等への影響

### (1) 本ルールの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本ルールの導入時点においては、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本新株予約権無償割当時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権を無償にて割当てます。ただし、株主の皆様が、権利行使期間内に本新株予約権の行使に必要な金銭の払込、その他後記「(3) ①」に記載する本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

また、当社は、当社取締役会の決定により、後記「(3) ②」に記載する手続により、(i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、または(v) 上記(i) ないし(iv) に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、あるいは(vi) 上記(i) ないし(v) に該当する者の関連者に該当する者(以下、(i) ないし(vi) を「非適格者」と総称します。)以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかるとの取得の手続きを取った場合、非適格者に該当する者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(注) 非適格者の(i)ないし(vi)は、次のとおり定義されます。

ア.「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。).

イ.「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。).

ウ.「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本ウ.において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本ウ.において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合を合計して20%以上となる者をいう。

エ.「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。

オ.ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に定義される。)をいう。

### (3) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続

#### ① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他の本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり、金1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当決議において定める行使価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社株式が発行されることになります。

② 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続にしたがい、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様には、速やかにこれを交付いたします。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者に該当する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上



## (別紙 1) 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は、1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、金1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

非適格者に該当する者でないことなどを行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において定めるものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が、別途定めるものとする。

なお、取得条項については、前項の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

## (別紙2) 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している有識者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等）の中から当社取締役会により選任される。
3. 委員の任期は、就任の時から就任時に有効である本ルールの有効期間満了の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。  
なお、委員に事故等があり、前項に記載する員数を満たすことができなくなった場合には、前項の要件を備えた者の中から当社取締役会によって新たに委員を選任する。
4. 独立委員会は、次の各号に記載される事項について本ルールに基づき決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。  
なお、独立委員会の各委員は、決定にあたって専ら当該買付け等が基本方針に照らして適当なものかどうか、買付者等の「買付説明書」の内容と当社取締役会の「意見表明書」の内容のどちらが当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるものか、という観点からこれを行うことを要する。
  - ① 防衛策の発動もしくは不発動
  - ② 本ルールの変更の要否
  - ③ 評価期間の延長その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ① 独立委員会が必要とする情報およびその提出期限の決定
  - ② 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
6. 独立委員会は、「買付説明書」およびその記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合は、当社取締役会に対し、買付者等に追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から「買付説明書」および独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合は、当社取締役会に対して所定の期間内に、追加提出された買付者等の買付け等の内容に対する「意見表明書」その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう求めることができる。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席および独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（独立委員会の委員以外の専門家）の助言を得ることができる。
9. 代表取締役社長は、買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

（別紙３）独立委員会の委員（候補者）の氏名および略歴

河野 敬（こうの たかし）氏  
弁護士

〔略歴〕

1992 年 4 月 弁護士登録  
1997 年 6 月 株式会社田村電機製作所監査役  
2004 年 2 月 当社社外監査役（2016年6月退任）  
2004 年 4 月 サクサ株式会社社外監査役（2016年6月退任）  
2016 年 6 月 当社独立委員会委員（現任）

山崎 勇人（やまざき はやと）氏  
弁護士

〔略歴〕

2005 年 10 月 弁護士登録  
2013 年 7 月 翔和総合法律事務所パートナー（現任）  
2016 年 6 月 当社補欠監査役  
2016 年 6 月 当社独立委員会委員（現任）

高口 洋士（たかぐち ようじ）氏  
公認会計士 税理士

〔略歴〕

2002 年 10 月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所（2007年8月退所）  
2006 年 5 月 公認会計士登録  
2007 年 9 月 高口公認会計士事務所公認会計士（現任）  
2007 年 10 月 青藍公認会計士共同事務所公認会計士（現任）  
税理士登録  
2007 年 12 月 税理士法人南青山会計代表社員（現任）  
2014 年 1 月 株式会社ディッチャ代表取締役（現任）  
2014 年 9 月 Bất động Sản M I N A M I A O Y A M A 代表  
2017 年 1 月 東京トラストキャピタル株式会社内部監査部長（現任）  
2018 年 6 月 当社補欠監査役  
2018 年 7 月 当社独立委員会委員（現任）

※ 委員（候補者）と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

### 第3号議案 取締役3名選任の件

現取締役曾我部敦、布施雅嗣および小口喜美夫の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                          | 略歴、地位および担当ならびに<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | そ が べ あつし<br>曾 我 部 敦<br>(1960年11月14日生)                                                                                                                                                    | 1984年 4 月 株式会社大興電機製作所入社<br>2009年 4 月 サクサ株式会社NTT営業本部NTT営業部長兼<br>アライアンス部長兼事業戦略推進本部事業企画部<br>NTT SBU長<br>2010年 6 月 同社執行役員NTT営業本部長兼NTT営業部長<br>2011年 4 月 同社執行役員NTT営業本部長<br>2012年 7 月 同社執行役員NTT営業本部長兼NTT SBU長<br>兼NTT営業部長<br>2013年 4 月 同社常務執行役員NTT営業本部長兼NTT SBU<br>U長兼NTT営業部長<br>2013年11月 同社常務執行役員NTT営業本部長兼NTT営業<br>部長<br>2014年 6 月 同社取締役兼常務執行役員NTT営業本部長兼NT<br>TT営業部長<br>2014年 7 月 同社取締役兼常務執行役員<br>2017年 4 月 同社取締役兼常務執行役員新規事業推進部長<br>2017年 6 月 当社取締役(現任)<br>2018年 4 月 サクサ株式会社取締役兼常務執行役員(現任) | 5,200株            |
|            | <選任理由><br>曾我部敦氏は、主に営業部門での勤務経験を積んでまいりました。当社取締役就任後は、ICTサービス推進を担当しております。また、サクサ株式会社において取締役兼常務執行役員を務めるなど、経営者として豊富な経験、実績および識見を有しております。<br>当社は、同氏が当企業グループの企業価値向上に貢献できる者であると判断し、引続き取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                  | 略歴、地位および担当ならびに<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | <div>新任</div> <div>社外</div> <div>かたぎり ゆういちろう</div> <div>片 桐 勇 一 郎</div> <div>(1961年8月9日生)</div>                                                                                   | 1984年 4 月 沖電気工業株式会社入社<br>2000年 4 月 同社システムソリューションカンパニー交通システム事業部S E 部長<br>2010年 4 月 同社社会システム事業本部企画室室長<br>2011年 4 月 同社社会システム事業本部交通・防災システム事業部事業部長<br>2014年 4 月 同社次世代社会インフラ事業推進室室長<br>2015年 4 月 同社執行役員兼社会システム事業本部副本部長<br>2016年 4 月 同社執行役員兼情報通信事業本部副本部長<br>2019年 4 月 同社執行役員兼情報通信事業本部副本部長兼IoTアプリケーション推進部長（現任） | 0株                |
|            | <選任理由><br>片桐勇一郎氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社の大株主である沖電気工業株式会社において執行役員を務めておりますが、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、同社と当社との間に取引関係がないことから、当社は、同氏の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 略歴、地位および担当ならびに<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3          | <div>新任</div> <div>社外 独立</div> <div>たけうち さわこ</div> <div>竹内佐和子</div> <div>(1952年7月9日生)</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>1984年 4 月 パリ・応用数理経済研究所客員研究員</p> <p>1988年10月 パリ第一大学法律経営学科大学院アジア太平洋経済研究所客員教授</p> <p>1989年10月 エコールナショナル・デ・ポンゼシヨセ（フランス国立土木工科大学）国際経営大学院副所長</p> <p>1994年 9 月 早稲田大学法学部非常勤講師</p> <p>1997年 4 月 株式会社社長銀総合研究所主席研究員</p> <p>1998年 4 月 東京大学大学院工学系研究科助教授</p> <p>2004年 7 月 世界銀行アジア太平洋部門エコノミスト兼アナリスト</p> <p>2005年10月 外務省参与・大使</p> <p>2006年 4 月 京都大学工学研究科客員教授</p> <p>2006年 7 月 日産科学振興財団・リーダーシッププログラム・ディレクター</p> <p>2011年 4 月 国際交流基金パリ日本文化会館館長</p> <p>2016年 3 月 株式会社堀場製作所社外取締役（現任）</p> <p>2016年 4 月 文部科学省顧問</p> <p>2017年 4 月 山形大学工学部（学術院）客員教授（現任）</p> <p>2018年 4 月 東京音楽大学リベラルアーツ学科客員教授（現任）</p> | 0株               |
|            | <p>&lt;選任理由&gt;</p> <p>竹内佐和子氏は、社外取締役候補者であり、また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。</p> <p>同氏は、工学博士として専門的な知見を持つほか、豊富な国際経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>&lt;独立役員指定理由&gt;</p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社、関係会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                  |

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 曾我部敦氏は、現に当社取締役であり、当社における地位および担当は、添付書類の事業報告「4. (1) 取締役および監査役の氏名等」(12頁から13頁)に記載のとおりであります。
3. 当社は、社外取締役候補者片桐勇一郎および竹内佐和子の両氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。



#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役2名を選任いたしたいと存じます。

候補者山崎勇人氏は社外監査役清水建成氏の補欠として、また、候補者高口洋士氏は社外監査役飯森賢二氏の補欠として、それぞれ選任するものとします。

なお、補欠監査役選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                                             | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | やま ざき はや と<br>山 崎 勇 人<br>(1977年7月18日生)                                                                                                                                                                                                                                       | 2005年10月 弁護士登録<br>2013年 7 月 翔和総合法律事務所パートナー(現任)<br>2016年 6 月 当社補欠監査役<br>当社独立委員会委員(現任) | 0株         |
|            | <p>&lt;選任理由&gt;</p> <p>山崎勇人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。</p> <p>同氏は、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有していることから、補欠の社外監査役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。</p> |                                                                                      |            |

| 候補者<br>番 号 | 氏 年 月 名 日<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                  | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当<br>社の 株 式 数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | <div> <div>たか ぐち よう し</div> <div>高 口 洋 士</div> <div>(1975年5月9日生)</div> </div>                                                                           | 2002年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）<br>入所（2007年8月退所）<br>2006年 5 月 公認会計士登録<br>2007年 9 月 高口公認会計士事務所※公認会計士（現任）<br>2007年10月 青藍公認会計士共同事務所※公認会計士（現任）<br>税理士登録<br>2007年12月 税理士法人南青山会計※代表社員（現任）<br>2014年 1 月 株式会社ディッチャ代表取締役（現任）<br>2014年 9 月 Bất động Sản MINAMI AOYAMA※代表<br>2017年 1 月 東京トラストキャピタル株式会社内部監査部長（現任）<br>2018年 6 月 当社補欠監査役<br>2018年 7 月 当社独立委員会委員（現任） | 0株                |
|            | <選任理由><br>高口洋士氏は、補欠の社外監査役候補者であります。<br>同氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、補欠の社外監査役候補者としております。<br>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、山崎勇人および高口洋士の両氏が監査役に就任する場合は、両氏との間で当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
3. ※は、南青山会計グループのグループ企業であります。

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は**2019年6月26日(水曜日)午後5時30分**までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

#### (ご注意)

- ・パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across its entire width, providing a template for writing or drawing. The margins are consistent on all sides.

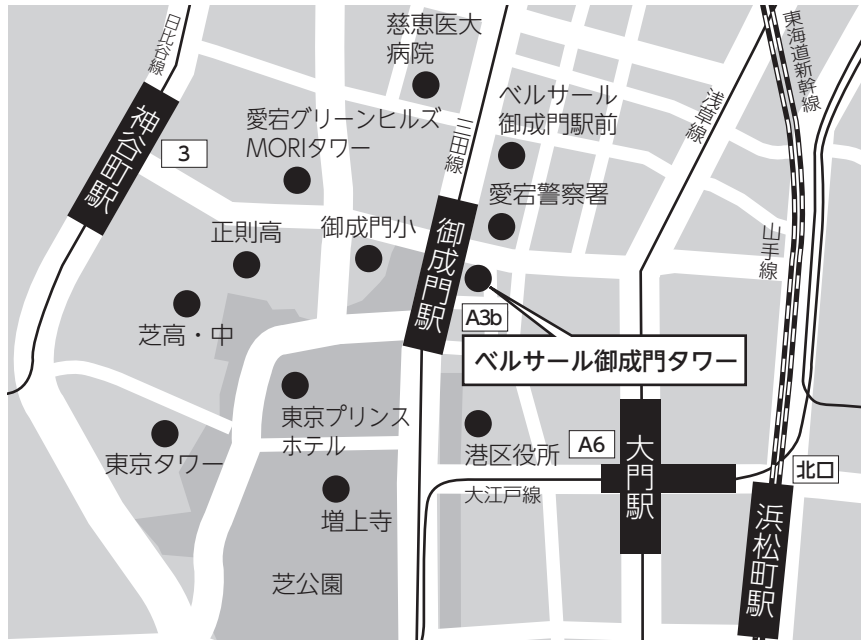
# 株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園一丁目1番1号

住友不動産御成門タワー 3F ベルサール御成門タワー

TEL 03-6402-5920

開催場所が前年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



(交通)

「御成門駅」A3b出口すぐ(三田線)・「大門駅」A6出口徒歩6分(大江戸線・浅草線)・「神谷町駅」3番出口(日比谷線)・「浜松町駅」北口徒歩11分(JR線・東京モノレール)

(ご来場における注意)

当日は節電のため、会場の空調温度を高めにご設定させていただく場合があります。

(受付開始時刻)

当日の受付開始時刻は午前8時45分を予定しております。